



那建建企第 53 号
平成25年12月25日

公益社団法人 沖縄県宅地建物取引業協会
会長 徳嶺 春樹 殿

那覇市長 翁長 雄志 印



サービス付き高齢者向け住宅事業の登録及び登録更新の
申請に対する審査手数料の徴収について (通知)

平素より当市の住宅行政及び福祉行政にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成23年7月29日に改正公布されました「高齢者の居住の安定確保に関する法律」(以下「高齢者住まい法」という。)により、新たに「サービス付き高齢者向け住宅」が創設されました。

本年度より当市が中核市に移行したことに伴い、沖縄県が行っていた高齢者住まい法に基づく業務のうち、市内の高齢者住まい法に基づく業務が当市へ移管されたところであり、現在、市内に12件、全557戸のサービス付き高齢者向け住宅が登録されております。

これまで、沖縄県と同様に手数料を徴収せずに登録の申請に対する審査事務を行ってまいりましたが、法施行以降、登録件数が順調に推移していることや審査に係る事務量が增大していることから、他の地方公共団体でも手数料徴収を実施していることなどに鑑み、那覇市手数料条例の一部を改正し、平成26年4月1日より、別紙のとおり登録及び登録更新の申請に対する審査手数料を徴収することといたしました。

貴団体におかれましては、今般の事情等を考慮いただき、手数料徴収について何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

那覇市 建設管理部 建設企画課 住宅政策G
(担当：比嘉、賀数、花城)
電話：098-951-3235
FAX：098-951-3252

別紙

高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成 13 年法律第 26 号。以下「法」という。）
第 5 条第 1 項の規定に基づくサービス付き高齢者向け住宅事業の登録（同条第 2 項の
規定に基づく登録の更新を含む。）の申請に対する審査事務

| | 戸 数 | 手数料の額 |
|---|-------------|----------|
| ア | 10戸以下 | 24,000 円 |
| イ | 11戸から20戸まで | 28,000 円 |
| ウ | 21戸から30戸まで | 31,000 円 |
| エ | 31戸から40戸まで | 35,000 円 |
| オ | 41戸から50戸まで | 39,000 円 |
| カ | 51戸から70戸まで | 46,000 円 |
| キ | 71戸から100戸まで | 56,000 円 |
| ク | 101戸以上 | 67,000 円 |

※納めた手数料は、「那覇市手数料条例」に基づき、申請を取下げた場合でも返却いたしません。

※那覇市以外の沖縄県内のサービス付き高齢者向け住宅については、沖縄県土木建築部住宅課
（電話：098-866-2418）までお問い合わせください。

（お問い合わせ先）

那覇市 建設管理部 建設企画課 住宅政策G

電 話：098-951-3235

FAX：098-951-3252